

津山市道路線認定・廃止基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく市道の認定及び廃止について、必要な基準を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道 路・・・一般の交通の用に供されている道。
- (2) 市 道・・・市道認定した道路。（道路法第3条第4号）
- (3) 法の道路・・・一般国道，県道，市道（道路法第3条2号，3号，4号）
- (4) 集 落・・・住居が概ね5戸以上の集まりをいう。
- (5) 公共施設・・・教育施設，医療施設，官公庁施設及びその他の施設で，地域の共同の福祉，利便に必要な施設。

(基本要件)

第3条 市道として認定しようとする路線は、現に公共性の高い道路で、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 路線の両端が、法の道路に接続している道路。
- (2) 路線の一端が法の道路に接続し、他端が公共施設又は集落等に接続している道路。
- (3) 路線の一端が法の道路に接続し他端が農道，里道等に接続している道路。
- (4) 土地区画整理法，土地改良法，都市計画法，市街地再開発法，建築基準法，その他関係法令の規定に基づき設置された道路。（道路管理者と協議）
- (5) 路線の一端が法の道路に接続している，宅地造成等により設置した敷地内道路。

(幅員)

第4条 前条各号の道路幅員は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 一般道路は4.0m以上とする。ただし、交通量が極めて少なく、地形の状況その他特別の理由により、やむを得ないと認められる場合は、1.8m以上とすることができる。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号で道路の位置の指定を受けている道路は、指定の際の幅員（以下「指定幅員」という。）以上とする。ただし、利用の状況及び公共の見地から、市長が必要と認める道路はこの限りではない。
- (3) 堤防天端等の他の公共施設を兼用するもので、歩行者，自転車等の交通に使用されている道は、1.5m以上とする。
- (4) もっぱら歩行者，自転車等の通行のために築造した道路は、1.5m以上とする。
- (5) 県道改良工事等により不明となった旧県道等で、市道として存置する場合は、現状の幅員とする。

(施設)

第5条 第2条各号の道路は、次の各号の施設を備えているものでなければならない。ただし、地形の状況その他特別の理由により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 幅員4.00m以上の道路が交差し、若しくは接続し、又は屈曲している箇所には、適度な見通しができる隅切り、もしくはカーブミラー等の安全施設が設けられていること。
- (2) 宅地造成等により、新たに設置された路線の場合、路面が舗装されていて、側溝、街渠等の排水設備を完備していること。
- (3) 前各号に定めるもの、及びその他の施設については、道路管理上支障のない構造を備えていること。

(占用物件)

第6条 第2条各号の道路に関する占用物件は、道路管理上支障のない状態にななければならない。

- 2 前項の占用物件で、道路管理上支障があると認められるものは、市道認定前に、改善されなければならない。

(道路敷地)

第7条 敷地の所有権が津山市であること。又は、津山市へ寄付されるものであること。なお、国及び県有財産である場合には、この限りではない。

- 2 前項の寄付される道路敷地が、分筆、相続、名義人の表示変更、及び抵当権の抹消を行う必要があるものについては、寄付申出者によって、手続きがなされているもので、市への所有権移転登記が、直ちに行えるものでなければならない。

(提出書類)

第8条 市道認定を受けようとする者は、申請書類を提出しなければならない。

(廃止)

第9条 次に掲げる基準の、いずれかに該当する市道については、当該市道を廃止、又は一部廃止する。

- (1) 道路新設工事等により、代替道路ができたため、必要がなくなったもの。
- (2) 路線が重複し、必要がなくなったもの。
- (3) 道路としての効用を失ったもの。
- (4) 将来の道路改良計画がないなど、管理上不適当なもの。

- 2 市道路線の廃止を受けようとする者は、申請書類を提出しなければならない。

第10条 第1条ないし前条までの要件に該当しないが、市長が必要と認める道路については、この限りではない。

付則

(施行期日)

- 1 この基準は昭和63年1月1日から施行する。
- 2 その他、この基準に関して必要な事項については、別に細則を定める。

付則

- 1 この基準は令和元年12月1日から施行する。

付則

- 1 この基準は令和2年4月1日から施行する。